# 環境省

#### 環境大臣 細野豪志 殿

2011年11月22日

日本共産党

国会議員団近畿ブロック事務所

京都府委員会

大阪府委員会 兵庫県委員会

六件示女员 4

滋賀県委員会

奈良県委員会

和歌山県委員会

福井県委員会

京都府議団、兵庫県議団、京都市議団

# 世界一の集中立地点・福井県の原発群からの撤退、原子力行政の抜本的転換を求める要望書

東京電力福島第一原子力発電所事故は、原発事故の危険、現在の原発技術が本質的に未完成で危険であることを明らかにした。中でも福井県若狭湾沿岸の原発群には特別の危険があり、住民の不安と安全への願いは切実である。

福井県には日本の原発の4分の1、15基(うち商業用13基)が立地し、処理技術の目途がない使用済み核燃料は9000体以上が保管されている、世界一の集中立地点である。原発事故はこれまでに分かっているだけで400件を超え、過半数の8基が運転開始後30年以上、うち2基は40年以上の危険な老朽原発である。高速増殖炉「もんじゅ」をはじめ、危険な核燃料サイクル計画の実験場にもされている。

日本列島のどこにも、大地震と大津波の危険のない「安全な土地」と呼べる場所は存在しないが、若狭湾沿岸は「活断層の巣」であり、3基が活断層から1キロ以内にある。地震専門家から「浜岡原発に次いで危険」(石橋克彦神戸大名誉教授、5月23日参院行政監視委の参考人質疑)と指摘されている。世界中にこのような所はない。さらに天正大地震(1586年)により若狭湾沿岸で津波による被害があったことが歴史文献に記録されているが、関西電力は当初、信用できないとして調査要求に応じなかった。

京都、大阪などの大都市は100キロ圏内にあり、近畿1400万人の「命の水源」琵琶湖からは30 \* 。、琵琶湖集水域の福井・滋賀県境からは13\*。しかない。重大事故が起これば被害の甚大さははかり知れず、福井原発で重大事故は絶対に起こしてはならない。

以上から近畿各府県、福井県の住民の命と安全を守るため、福井原発のすみやかな撤退と原子力防災の抜本的な強化、原発に依存したエネルギー政策の転換を求め、下記の諸点を要望する。

記

#### 一、放射能汚染から国民と子どもの健康を守る取り組みについて

放射能汚染から国民と子どもの健康を守る緊急法整備、食品の暫定規制値を守ることはもちろ

ん、実効線量、飲食物摂取に関する指標などを国民の立場に立って抜本的に見直すことが求められている。あわせて近畿、福井にかかわって以下要望する。

# (1)琵琶湖汚染について

琵琶湖は福井原発で重大事故が起きた場合、北部が汚染される危険が滋賀県の予測結果からも明らかになっている。放射性物質による琵琶湖汚染は、近畿1400万人の命と健康に重大な影響を及ぼす。電力事業者と国は、このような事態を絶対に起こさないことはもちろん、万一の重大事故の対策に全面的な責任を負うべきである。

- ①琵琶湖北部は美浜原発から30キロ圏にあり、UPZ(緊急時防護措置準備区域)の対象となる。 琵琶湖汚染の危険をどう認識しているか、また現時点で検討されている汚染対策を明らかにされたい。対策は、琵琶湖汚染を視野に入れた抜本的なものとされたい。
- ②琵琶湖の水質を常時監視する体制を構築されたい。

# (2)被災地のがれき(災害廃棄物)広域処理について

国は「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受け入れ検討情況調査」を地方自治体に求めているが、市町村は住民や議会に説明する時間もなく、3択式のアンケートが「受け入れ困難」の意思表示ができない書式になっていることなど問題が多い。

そもそも放射能汚染された廃棄物の処分は、電力事業者と国が責任を負うべきである。放射能による健康被害には「これ以下の被ばく量なら安全」という「しきい値」は存在しない。国は「8000ベクレル以下は一般の廃棄物と見なして埋め立て処分が可能」としているが、住民は「放射能汚染を拡散するのではないか」という不安を持っており、自治体は住民を説得できる明確な根拠を持てず、「国の一方的な押しつけ」という声までが上がっている。

- ①災害廃棄物処理を口実に、最終処分場の処理基準を緩和し、高汚染の廃棄物まで一般廃棄物として地方自治体に処理を押し付けることは絶対にしないこと。
- ②住民への説明、合意・納得なしに被災地のがれき(災害廃棄物)を搬入しないこと。

# (3)放射能調査について

地方自治体や住民などが自主的に放射能調査を行っている。国はこうした取り組みを支援し、 検査機器の貸し出し要請に応えること。

# 二、再生可能エネルギーの普及について

再生可能エネルギーをエネルギー政策の基幹にすえることを求め、以下要望する。

・再生エネルギー潜在力調査など、地方自治体が行う再生エネルギー普及のための調査・研究を 国が支援すること。

以上